

平成十一年厚生省令第四十三号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百四十八条第八項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条、第二百五十九条第一項及び第二百六十三条並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第六条第四項第一号、第七条第二項、第十条及び第十二条第三項の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令を次のように定める。

（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法）

**第一条** 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第十一項から第十三項まで又は第三十九条第五項から第七項までに規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになつた第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十八条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項から第七項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

**第一条の二** 算定政令第六条第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める率とする。ただし、第一号被保険者に係る保険料収納率が、当該各号に掲げる率に満たないことが、災害その他特別の事情によるものであるときは、この限りでない。

一 第一号被保険者の数が一千人未満である市町村 百分の九十四

二 第一号被保険者の数が一千人以上一万人未満である市町村 百分の九十三

三 第一号被保険者の数が一万人以上である市町村 百分の九十二

**第二条** 前項の保険料収納率は、計画期間（法第二百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の最終年度の十一月三十日現在における当該計画期間分の第一号被保険者に係る保険料についての調査決定済額で、当該計画期間の初年度の四月一日から当該計画期間の最終年度の十一月三十日までの保険料の納期に納付すべきものとして賦課されている額のうち、当該計画期間の最終年度の十一月三十日現在において収納された額の占める率とする。

（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）

**第一条の三** 算定政令第六条第五項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第二百五十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の施行令第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同号に規定する法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額、同号に規定する法第二百二十七条及び第二百二十九条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。

**第二条** 算定政令第六条第五項第一号に規定する法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額は、同項の規定による交付金のうち介護保険事業に要する費用の額に係るもの以外のものの額を控除して得た額とする。

**第三条** 前条第二項の規定は、算定政令第七条第二項に規定する法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額について準用する。  
2 前条第二項の規定は、算定政令第十条に規定する法第二百二十七条及び第二百二十九条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額について準用する。

**第三条** 現計画期間（算定政令第十条に規定する現計画期間をいう。以下同じ。）の前の計画期間において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充てるべき額は、次の各号に掲げる剩余金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該年度が属する計画期間中の各年度において生じた決算上の剩余金 当該決算上の剩余金に基金事業対象比率（算定政令第六条第五項に規定する基金事業対象比率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額

二 当該年度が属する計画期間の年度において生じた決算上の剩余金 当該年度が属する計画期間に係る保険料率の算定に当たつて施行令第三十八条第三項第二号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入として見込まれていたものに基金事業対象比率を乗じて得た額とする。  
(令和六年度から令和八年度までの財政安定化基金拠出率)

**第四条** 令和六年度からの財政安定化基金拠出率は、十万分の三十二とする。

(市町村財政安定化事業の負担交付に関する事務の一部を受託できる法人等)

**第五条** 市町村相互財政安定化事業を行う市町村は、法第一百四十八条第八項の規定により市町村相互財政安定化事業の事務の一部を委託しようとするときは、当該市町村間の協議により、委託する法人、委託する事務の範囲、委託する事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項を定めなければならない。

**第六条** 法第一百四十八条第八項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該法人が委託を受けようとする事務（以下「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものである」と。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

（調整金額）

前々年度の概算納付金の額が前々年度の確定納付金の額を超える医療保険者（以下「控除対象医療保険者」という。）に係る法第一百五十二条第一項ただし書に規定する調整金額は、その超える額（以下「超過額」という。）に算定率を乗じて得た額とする。

前々年度の概算納付金の額が前々年度の確定納付金の額に満たない医療保険者（以下「加算対象医療保険者」という。）に係る法第一百五十二条第一項ただし書に規定する調整金額は、その満たない額（以下「不足額」という。）に算定率を乗じて得た額とする。

前二項に規定する算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。  
すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額に係る基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の法第一百六十一条第一項第一号から第三号までに規定する業務上生じた利息の額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額とすべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額との差額

（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）

**第七条** 法第一百五十二条第一項各号に規定する医療保険納付対象額（法第一百五十二条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額（法第一百五十二条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（法第一百五十二条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

前々年度の法第一百五十二条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業費額（以下「介護予防・日常生活支援総合事業費額」という。）の総額

当該年度における全ての市町村の標準給付費額及び法第一百五十二条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額を、当該年度における全ての市町村の標準給付費額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

（概算納付金の算定に係る第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法）

**第八条** 法第一百五十二条第一項各号に規定する当該年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、同年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定した数の総数と第三項の規定により算定した数との合計数とする。

法第一百五十二条第一項各号に規定する当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数（その数が当該医療保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該医療保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

当該年度における次項に規定する医療保険者以外の全ての医療保険者に係る前号に掲げる数の合計数をそれらの医療保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率の見込みとして年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

当該年度の前々年度の四月二日以後に新たに設立された医療保険者及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した医療保険者に係る当該年度における第二号被保険者の見込数は、前項の規定にかかるわらず、その間における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数等を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法）

法第一百五十二条第一項各号に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額を第二号被保険者の見込数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、同年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、同年度における前条第一項の規定により算定した全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法）

**第九条の二** 法第一百五十二条第一項第一号に規定する当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額に、同年度における全ての被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（法第一百五十二条第一項第一号に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額をいう。以下同じ。）の合計額で除して得た数（第十三条第五号において「総報酬割概算負担率」という。）は、前条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。



(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の算定方法)

**第十一条** 法第一百五十三条各号に規定する医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度における全ての市町村の標準給付費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保險者の数と/orする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保險者の数の総数等の算定方法)

**第十二条** 法第一百五十三条各号に規定する前々年度における全ての医療保険者に係る第二号被保險者の総数は、当該年度の前々年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定した第二号被保險者の数の総数とする。

**第十三条** 法第一百五十三条第二号に規定する前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保險者の数は、当該年度の前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保險者の数とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保險者一人当たり負担額の算定方法)

**第十四条** 法第一百五十三条各号に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保險者の総数で除して得た額（以下「第一号被保險者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における第十条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を前々年度における前条第一項の規定により算定した全ての医療保険者に係る第二号被保險者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定めた額とする。

(確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

**第十五条** 法第一百五十三条第一号に規定する前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保險者の総数で除して得た額に、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の総数を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の総数で除して得た額（以下「第二号被保險者一人当たり負担額」という。）は、前条に規定する第二号被保險者一人当たり負担額に同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の総数を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者標準報酬割総額の合計額を除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の総数の算定方法)

**第十六条** 法第一百五十三条第一号に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保險者の数の総数とする。

(端数計算)

**第十七条** 納付金の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第六条第一項の規定による控除対象医療保険者に係る調整金額	第六条第二項の規定による加算対象医療保険者に係る調整金額	第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額	第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額	第八条第二項の規定による当該医療保険者に係る第二号被保險者の見込数	第九条の六第一項に規定する算定政令第十七条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	第九条の六第三項に規定する算定政令第十七条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率
一円未満の端数を切り捨てる	一円未満の端数を四捨五入する	一円未満の端数を四捨五入する	一円未満の端数を四捨五入する	一未満の端数を四捨五入する	小数点以下第八位未満を四捨五入する	小数点以下第八位未満を四捨五入する

(公示)

**第十八条** 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

- 一 第六条第三項に規定する算定率
- 二 第七条第二号に規定する率
- 三 第八条第二項第二号に規定する率
- 四 第二号被保險者一人当たり負担見込額
- 五 総報酬割概算負担率
- 六 第二号被保險者一人当たり負担額
- 七 総報酬割確定負担率

(市町村が行う支払基金に対する通知)

**第十九条** 法第一百五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一 各月ごとの医療保険納付対象額及びその内訳 当該月の翌々月の十五日

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

(医療保険者が行う支払基金に対する報告)

**第二十条** 医療保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における第二号被保險者の数及び四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者の数（以下「第二号被保險者数等」という。）を当該年度の翌年度の六月末日までに報告しなければならない。



(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第一号被保険者見込数の算定方法)

における全ての被用者保険等保険者に係る次の規定により算定した補正後第二号被保険者見込数の総数とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の補正後第二号被保険者の見込数の算定方法)

一  
平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における該被用者保険等保険者に係る第一号被保険者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数

当該使用者等保険者に係るイに掲げる数により掲げる割合を乗じて得た数

入致その他の事情を勘案して年度ごとに厚生労働大臣が定める率を乗じて導き出た数（その数が当該被用者呆氣等呆氣者による特別の事情により著しく高大又は小さであると認められるときは、

当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

法規則第十一章第八項に規定する命令で定める書合

保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見入敷は、前項の規定にかかるかわらず、その間ににおける当該使用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金

が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

(平元)二十一年度及て平元三十一年度の各年額における第一号被保険者の見込額の給費率の算定方法

年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

平成一十九年度及び平成三十年度の各年度における医療保険者に係る第一号被保険者の見込数は、第八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる数を乗じて

三 語 因 痘 保 陽 者 の 言 話 に 基 づ き  
あらかじめ うれし 基金が廻る 手綱 大 目の  
得失をとて、大いにその事が三語因痘保陽者の半男の事情によつて詳しく述べられてゐることを記す。  
得失をとて、大いにその事が三語因痘保陽者の半男の事情によつて詳しく述べられてゐることを記す。

一  
第八条第二項の規定により算定される数

平成二十八年十月一日以降に新たに被用者、保険等保険者の加入者となる者の見込み数その他事情を勘案して年度ごとに厚生労働大臣が定める率

算定する数とする。

(平成二十一年度及び平成二十一年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第一号被保険者人当たり負担見込額の算定方法)

の總額を当該各年度における全ての被用者呆僕等呆僕者による補正後第二号被用者見入数の總数で余して得た額（付則第十一条第五号において「補正後第二号被用者一人当たり負担見入額」）

（）は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険

等保険者に係る補正後第2号被保険者見込み額の総額で除して得た額としてあるとかじみ厚生労働大臣が定める額とする。

第八条 法附則第十三條第二項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金額に二分の一を乗じて得た額を当

該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第一号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数。(附則第十一一条第六号において「総報酬割定負担率」といふ。)は、当該各年度における

る率とする。

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第一号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第一回の「おとぎの話」をもじって、この物語は「おとぎの話」として、その名前を冠する。しかし、この物語は、必ずしも「おとぎの話」ではない。むしろ、現実の社会の問題を扱った、切実な物語である。物語の主人公は、元々は、農家の子弟で、父の死後、母の手で育てられた。しかし、母の死後、父の弟である伯父の手によって、彼は、貧乏な生活から、豊かな生活へと転じる。しかし、伯父の手によって、彼は、豊かな生活から、貧乏な生活へと転じる。しかし、伯父の手によって、彼は、豊かな生活から、貧乏な生活へと転じる。しかし、伯父の手によって、彼は、豊かな生活から、貧乏な生活へと転じる。

る補正後第一号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第七号において「補正後第一号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保

險者に係る負担調整対象額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第一号被保険者数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚

（一九一九年六月廿八日）

**第八条の三** 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第一号被保険者数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者による次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。



**第十一條**

厚生労働大臣は、平成二十九年度及び平成三十年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

(公示)	り算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十二条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第一号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 (令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)
第九条の七	法附則第十五条第五項に規定する令和元年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十二条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。 (令和元年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)
第九条の八	法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。 (令和元年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)
第九条の九	法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数から次号イに掲げる数を控除して得た数 一 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数 二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数 イ 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数 ロ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合 (令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)
第十条	次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。 法附則第十二条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額 法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象見込額 法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額 法附則第十三条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額 法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象額 法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額 法附則第十四条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額 法附則第十四条第四項に規定する負担調整対象見込額 法附則第十四条第七項に規定する補正前概算納付金総額 法附則第十五条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額 法附則第十五条第四項に規定する負担調整対象額 法附則第十五条第七項に規定する補正前確定納付金総額 附則第五条の四第一項に規定する補正後第二号被保険者見込数 附則第五条の四第一項第二号イに規定する数 附則第六条第二項に規定する第二号被保険者の見込数 附則第八条の四に規定する補正後第二号被保険者数 附則第八条の四第二号イに規定する数 附則第九条の四第一項に規定する補正後第二号被保険者見込数 附則第九条の四第一項第二号イに規定する数 附則第九条の九に規定する補正後第二号被保険者数 附則第九条の九第二号イに規定する数
	一円未満の端数を切り捨てる 一未満の端数を四捨五入する

二 総報酬割合算負担率  
 三 補正後第二号被保險者一人当たり負担調整見込額  
 四 附則第五条の四第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率  
 五 附則第六条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率  
 六 補正後第二号被保險者一人当たり負担見込額  
 七 総報酬割合算負担率  
 八 補正後第二号被保險者一人当たり負担見込額  
**第十一條の二** 厚生労働大臣は、令和元年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。  
 一 総報酬割合算負担率  
 二 補正後第二号被保險者一人当たり負担調整見込額  
 三 附則第九条の四第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率  
 四 補正後第二号被保險者一人当たり負担見込額  
 五 総報酬割合算負担率  
 六 補正後第二号被保險者一人当たり負担調整見込額  
 七 補正後第二号被保險者一人当たり負担見込額  
 八 補正後第二号被保險者一人当たり負担見込額

(被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告)

**第十二条** 被用者保険等保険者は、支払基金に対し、平成二十八年度以後の各年度の各月末日における特定第二号被保險者である者の数を、当該各年度の翌年度の六月末日までに報告しなければならない。  
 2 合併、分割又は解散が平成二十八年度以後の各年度の四月一日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者、当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。)及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の当該年度の各月末日(当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。)における特定第二号被保險者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

(公示)  
**第十三条** 厚生大臣は、附則第二条第一項の規定により平成十二年度の医療保険納付対象額の見込額の総額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

2 前項の規定は、附則第三条第一項の規定により平成十三年度の医療保険納付対象額の見込額の総額を定めた場合について準用する。この場合において、前項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

**附 則** (平成二年三月一五日厚生省令第二七号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二年一〇月一〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。  
 附 則 (平成一四年八月三〇日厚生労働省令第一一三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

**第一条** 附 則 (平成一四年一一月一五日厚生労働省令第一一五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一五年一月二七日厚生労働省令第三号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月一日厚生労働省令第二三号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号)

(施行期日)  
 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

**第一条** 附 則 (平成二一年一月八日厚生労働省令第二号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五四四号)  
 抄

**(施行期日)**  
第一条 二の省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行の日(平成二十一年五月一日)から施行する。

(施行期日) 附則(平成二四年一月三〇日厚生労働省令第号)抄

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附則**（平成二六年二月二日厚生労働省令第一三五号）

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号)  
抄 (施丁期日)

**第一条** この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附則**（平成二七年四月一〇日厚生労働省令第九二号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令によ

(施行期日) 附則(平成八年五月五日厚生労働省令第五号)抄

**第一条** この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定については、公布の日から施行する。  
**(準備行為)**

**第二条** 第一条の規定による改正後の介護保険算定省令附則第五条第一項第二号イ及び第六条第二項、第二条の規定による改正後のお効介護保険算定省令附則第四条第一項第二号イ及び第五条第一項並びに第三条の規定による改正後の高齢者算定省令附則第五条の二第二項、第五条の二の三第一項、第五条の二の七第一号イ、第五条の二の十第一項、第五条の二の十一第二項及び第五条の二の十二第一項

一の十三第一項第二号イの規定による申請及び承認並びにこれらに關して必要な手續その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。  
(平成二十八年度の第二号被保険者の致こする算定の寺列)

**第三条** 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十一号。以下「年金機能強化法」という。)第二十八条の規定による

改正前の介護保険法の規定により平成二十一年度の各被用者保険等保険者は併る確定給付金の額を算定する場合における三歳被用者保険等保険者は併る第一号被用者保険者の数は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者による第二号被用者保険者の数とし、改正後介護保険法（年金機能強化法附則第五十二条の二に規定する改正後介護保険法をいう。附則第十一條において同じ。）の

規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定納付金の額を算定する場合における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数は、同年度の十月から三月までの当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数とする。

**第四条** 年金機能強化法第二十九条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定納付金の額を算定する場合における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者

被保険者の数とする。  
**(端数処理)**

**第十一条** 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額を算定する場合において、その額に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

年金機能強化法附則第五十一条の一に規定する改正後高齢者医療確保法附則第十三条の六第一項の規定により算定される概算前期高齢者交付金の額の十二分の六に相当する額



- 三 地域包括ケア強化法附則第四条第二項に規定する改正後介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定により算定される日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る概算納付金の額の十二分の八に相当する額
- 四 地域包括ケア強化法附則第四条第二項に規定する改正前介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る概算納付金の額の十二分の四に相当する額
- 五 地域包括ケア強化法附則第五条第一項に規定する改正後介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の十二分の八に相当する額
- 六 地域包括ケア強化法附則第五条第一項に規定する改正前介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の十二分の四に相当する額
- 七 地域包括ケア強化法附則第五条第二項に規定する改正後介護保険法第百五十三条第二号の規定により算定される日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る確定納付金の額の八に相当する額
- 八 地域包括ケア強化法附則第五条第二項に規定する改正前介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る確定納付金の額の十二分の四に相当する額
- 九 地域包括ケア強化法附則第十九条第一項に規定する改正前の介護保険法（以下「改正前介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の八に相当するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「改正後介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の八に相当する額
- 十 地域包括ケア強化法附則第十九条第一項に規定する改正後旧介護保険法第二条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「改正前旧介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の四に相当する額
- 十一 地域包括ケア強化法附則第十九条第一項に規定する改正後旧介護保険法第二条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の八に相当する額
- 十二 地域包括ケア強化法附則第十九条第二項に規定する改正前旧介護保険法附則第九条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の四に相当する額
- 十三 地域包括ケア強化法附則第二十条第一項に規定する改正後旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の八に相当する額
- 十四 地域包括ケア強化法附則第二十条第一項に規定する改正前旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の十二分の四に相当する額
- 十五 地域包括ケア強化法附則第二十条第二項に規定する改正後旧介護保険法第百五十三条第二号の規定により算定される日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る確定納付金の額の十二分の八に相当する額
- 十六 地域包括ケア強化法附則第二十条第二項に規定する改正前旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定される被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の十二分の四に相当する額
- 附 則 （平成二十九年一二月二六日厚生労働省令第一三五号） 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則 （平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号） 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則 （平成三〇年七月三〇日厚生労働省令第九五号）  
この省令は、平成三十年八月一日から施行する。
- 附 則 （平成三一年三月二九日厚生労働省令第五四号）  
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則 （令和元年一月二二日厚生労働省令第七二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和二年三月三〇日厚生労働省令第五六号）  
この省令は、令和二年四月一日から施行する。
- 附 則 （令和四年一月一九日厚生労働省令第七号） 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
- 附 則 （令和六年一月一九日厚生労働省令第一三号） 抄  
(施行期日)  
（令和六年一月一九日厚生労働省令第一三号） 抄

第一条（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。